

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第7回 豊島区リサイクル・清掃審議会	
事務局(担当課)		清掃環境部 計画管理課	
開催日時		平成20年 7月25日(金) 10時00分 ~ 11時47分	
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室	
議 題		答申の骨子について	
公開の 可否	会 議	公開 非公開 一部非公開	傍聴人数 2 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会 議 録	公開 非公開 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員	松波淳也、小祝慶紀、山田正人、平井英男、大野忠雄、戸部昇、遠竹よしこ、永野裕子、高橋佳代子、渡辺くみ子、 春田稔、高埜秀典、鷺崎智恵子、藤井壽、吉倉英子、 庄司佳子、天野義憲、辻陽子、斉藤賢司、篠靖夫 (敬称略)	
	そ の 他		
	事 務 局	計画管理課長、環境課長、環境政策担当課長、豊島清掃事務所長、計画管理課管理係長、計画管理課計画調整係長、計画管理課資源リサイクル係長、計画管理課循環型社会推進担当係長、環境政策担当課環境計画担当係長、豊島清掃事務所作業係長、豊島清掃事務所指導係長、豊島清掃事務所繁華街対策担当係長	

計画管理課長 皆様おはようございます。まだお見えになっていない方も1名いらっしゃいますけれども、定刻でございますので、会長、よろしくお願いいたします。

会長 定刻になりました。皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、第7回豊島区リサイクル・清掃審議会を開会させていただきます。

事務局より、本日の出欠についてご報告をお願いします。

計画管理課長 皆様におかれましては、本日、午前中の早い時間帯に設定させていただきましたけれども、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の出欠状況でございますが、4名の方から欠席の通知をいただいております。根本委員、長澤委員、藤居委員、中村委員から、事前に欠席の通知をいただいております。また、山田委員におかれましては、後ほどお見えになると思います。現時点では19名の出席でございますので、定足数を満たしております。

会長 続きまして、本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

計画管理課長 2名、いらっしゃいます。

会長 それでは、傍聴希望者の入室をお願いします。

それでは、会議次第に従いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。前回の第6回審議会で主要項目の審議を一通り終えております。今回、これまでの審議内容を踏まえながら、答申の骨子について審議を行いたいと思います。

事務局より、資料の説明をお願いします。

計画管理課長 それでは、私から説明をさせていただきます。今回の資料につきましては、先般お送りしたものと同一ものをお手元にご用意をさせていただいております。まず、資料のご確認をお願いしたいと思います。それぞれ資料の右肩に資料番号を付しております。

資料の第7-1号「審議会における検討スケジュール」でございます。ご審議いただく内容、時期についてお示しをさせていただいておりますが、本日は7回目ということでございます。

続きまして、第7-2号が「答申の骨子(案)」でございます。これに基づきまして、本日のご審議をお願いするというものでございます。

参考資料が2つございます。

参考資料の1は「答申の骨子(案)補足資料」でございます。既に第1回目の審議会の開催から1年弱を経過してございます。その間、国や都で制定された計画等がございまして、そのような状況の変化を確認していただくためにご用意をさせていただいております。続きまして、参考資料の2でございますが「戸別収集実施に伴う経費等の想定について」でございます。前回の審議会での資料要求に基づきまして、今回ご提示をさせていただきます。

参考資料2をご覧くださいと思います。23区内で、現時点で、唯一全域で戸別収集を実施している品川区の状況を参考としまして、経費を算定してございます。

前回お示ししておりますけれども、状況をもう少し詳しく書いております。まず、左側に豊島区と品川区の比較を載せております。それから品川区における戸別収集の実施前後の比

較を載せてございます。下段の方は品川区の状況に基づいて、豊島区で戸別収集を実施した場合の経費想定でございます。前段に作業計画上の車両の増加率による推計、これは品川区の例での増加率を用いた場合の想定額でございます。それからごみ排出量による推計ですが、これは車両1台当たりの収集運搬予測量に基づいて算定した場合の想定でございます。ご確認いただければと思います。

以上が本日の配付資料でございますが、もし揃っていないようでしたら、恐縮でございますがお手をお挙げいただければと思います。大丈夫ですか。

それから、前回、環境モデル都市に応募したということで、その報告をさせていただきましたが、国から7月22日付で、その選定結果が出ておりますので、審議終了後、改めてその結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。終わった段階で、資料配付をさせていただきますので、お手元にはまだ資料がない状態でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

会長 本日の審議会では、これまでの審議会でも取り上げましたテーマの課題や方向性を確認していただきながら、答申の骨子について審議を行いたいと思っております。

なお、本日の審議終了は何時を予定していますか。

計画管理課長 まとめ及び連絡事項を含めまして、12時までに終了いただければと思います。

会長 わかりました。それでは、本日はその時間を目安に答申の骨子について整理をしていきたいと思っております。

まず、事務局より資料の説明をお願いいたします。

計画管理課長 それでは、まず資料第7-2号に沿いまして「答申の骨子(案)」を簡潔に説明させていただきたいと思っております。

予め申し添えますけれども、私の説明が終わった後、ご質疑、ご意見をいただくことになるかと思っております。お手元のマイクでございますが、発言される時は発言のボタンを押していただきまして、終了したときは再度押してランプを消していただきたいと思っております。

それでは、資料の第7-2号を取り出していただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページです。まず答申の構成でございます。まず、答申に当たって、序文のようなものを置いております。次に、現状と課題、それから、向こう15年のことを想定した豊島区の清掃・リサイクル事業の将来像といをうたいまして、その後、4番目として各種施策の方向性、最後に参考資料を掲載してございます。

3ページでございます。答申に当たって、という序文に当たるものでございますけれども、これを大きく分けると3つございまして、まず、諮問に対する認識です。区長が諮問させていただきまして、それに対する審議会としての認識をお書きいただくものでございます。ここには3つ挙げさせていただいていますが、最終処分場の延命化、清掃・リサイクル事業の効率化のためごみ減量が喫緊の課題である。また、排出抑制の推進、資源回収の充実

など「3Rの推進」がより一層求められる。大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムの見直しが必要である。こういった点でございます。

それから2点目で、諮問以降ご審議いただいている間にもさまざま状況が動いてございます。そういう状況の変化を踏まえまして、清掃・リサイクル事業を取り巻く状況をここに書いております。

まず現在、清掃・リサイクル事業は大きな転換期を迎えているということでございます。最終処分場の延命化を目的とした廃プラスチックサーマルリサイクルの実施、それから、持続可能な社会の構築を目的とした「第2次循環型社会形成推進基本計画」の制定がなされております。

参考資料の1をご覧くださいければと思います。1の2ページです。1枚おめくりいただきまして、第2次循環型社会形成推進基本計画。これは循環型社会形成推進法に基づく計画でございまして、第2次の計画については平成20年の3月に閣議決定がなされてございます。

大きく3つのポイントを掲げておりますけれども、持続可能な社会に向けた総合的な取り組みということで、具体的には廃棄物発電の導入や、バイオマス系循環資源の有効活用、あるいは、エネルギー資源等の枯渇性資源の使用量増大の抑制、こういったことが具体的に述べられています。ポイントの2点目としては、地域循環圏の構築ということで、地域の特性や循環資源の性質等に応じた最適な規模の循環を形成する「地域循環圏」を構築するという中身でございます。最後にポイントの3番目として、指標の充実ということで、物質フローの指標あるいは取組指標ということをして、一定の目標を設定してございます。

前に戻りまして、豊島区におきまして、「豊島区未来戦略推進プラン2007」におきまして、「ごみ半減」を目指すという環境政策のビジョンが示されてございます。それから先ほど触れましたけれども、環境モデル都市への提案を国に行ってございます。この中では清掃工場の排熱利用のシステム、あるいは、都市型生ごみ発電などを盛り込んでございます。この2つにつきまして、参考資料の1で掲載をしておりますのでご覧いただければと思います。

参考資料1の3ページ、清掃工場排熱利用システムの構築でございます。豊島清掃工場が副都心の中心部に位置するという特性を生かした取り組みでございます。清掃工場の排熱を既存の地域冷暖房システムに拡充して活用し、都市における現在利用されていないエネルギー活用を促進するという中身でございます。豊島清掃工場から導管を引きまして熱供給を行う予定です。サブプラントを通じて冷暖房として各事務所ビル等に供給していくという中身でございます。

それから4ページは、都市型生ごみ発電施設の整備です。繁華街を抱えている池袋地域において、生ごみは廃棄物の概ね6割から7割を占めております。この大きな割合を占めている生ごみをメタン発酵技術の活用によりまして、発電あるいは熱として利用するものでございます。発生した熱につきましては、既存の地域冷暖房システムを通して活用するというところで、イメージ図を掲載してございます。下の輪は既存の地域冷暖房のプラント、それから新たに設けられるサブプラント、実際に生ごみを利用したバイオマスのエネルギーのプラン

トを結びつけまして、発生した電力については電力会社に売電する、残りの排熱利用については、地域冷暖房システムを活用していくという中身になってございます。

それから、また前に戻りまして、廃棄物の最終処分量の55%削減を明記した東京都の新「環境基本計画」の策定ということで、こちらの方も参考資料の1の5ページに簡単に概略を掲載させていただいています。この東京都環境基本計画、旧の計画は平成14年の1月に策定されてございますけれども、新しい計画については本年の3月に策定されています。大きな点で、人類・生物の生存基盤の確保、健康で安全な生活環境の確保、より快適で質の高い都市環境の創出、といった観点をそれぞれ掲げてございます。特に目標として、都内から発生する廃棄物の最終処分量を、2016年までに2000年度比55%削減する、あるいは、廃プラスチック類のリサイクルを推進し、2010年度までに埋立処分量をゼロにするという目標が掲げられてございます。

また前に戻っていただきまして、区民の中でも資源循環への関心が高まってきてございます。日々、マスメディアにおきまして、3Rやエコに関する情報が増大をしております。また、特に最近の傾向として原油価格の上昇などの影響によりまして、エネルギー価格が上昇しております。また、地域における自主的な資源回収が展開されています。こうした状況を踏まえまして、関心が高まっているということでございます。

最後に、地球温暖化による気候変動への影響が世界的な規模で危惧されている状況にございます。IPCC第4次評価報告書が出されております。こちらにつきましても、参考資料1の6ページをお開けいただきたいと思っております。IPCCですが、これは日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と訳されてございますけれども、世界気象機関、国際環境計画により設立された国連の組織でございます。各国政府から推薦された科学者の参加のもとで、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行っているものでございます。このIPCCから、第4次の評価報告書が出されております。19年の11月でございます。この中で評価書の概要1から5まで書かれておりますが、3番をごらんいただければと思います。予想される気候変化とその影響ということで、世界の平均気温が2100年には1.8度～4度上昇すると予想されています。それから最後の5の長期的な展望ですが、世界の平均気温2～3度の上昇で安定化させるためには、今後20年～30年の削減努力と投資が大きな影響を持つとされてございます。

また前に戻っていただければと思いますが、京都議定書の約束期間がスタートします。2008年から2012年の5年間でございます。日本におきましては、6%の削減が義務づけられておりますが、2008年が約束期間のスタートになってございます。それから異常気象の頻発、環境に関する報道の増大、あるいは、先般開かれました北海道洞爺湖サミットにおける温室効果ガス削減目標の共有、それから、東京都の環境確保条例がこのたび改正をされまして、大規模事業者への温室効果ガスの削減義務が出てきております。また豊島区におきましては、豊島区環境審議会の設置がされております。この2つにつきましても、参考資料を用意してございますのでご覧いただければと思います。

参考資料の1の7ページ、東京都の環境確保条例と略称されておりますけれども、「都民の

健康と安全を確保する環境に関する条例」というのが正式名称でございます。要約しますと、1から6というような中身になりますが、特に1番の温室効果ガスの総量の削減義務と排出権取引制度の導入というところで、削減義務の対象施設として、燃料・熱・電気の使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業所とされています。平成22年度より削減義務が施行されるということです。

また、削減義務の内容を書いてありますが、履行の手段のところをご覧いただければと思います。手段としては、当然のことながら、省エネなど自らの事業所での削減対策を実施する。その他、他者が実施した削減対策による削減量を取得する。これは排出権取引制度と言っておりますが、こういうことによって義務を履行していくということでございます。

続きまして、8ページをご覧いただければと思います。豊島区の環境審議会です。本年の4月1日に豊島区環境基本条例が施行してございます。この中で、区の環境政策の基本的な方向、基本的な理念を定めてございまして、また環境の保全に関する区・区民・事業者等それぞれの責務を定めてございます。この中で豊島区環境審議会が設置されることとなりまして、平成20年6月6日から環境審議会が動いてございます。この環境審議会におきましては、持続可能な地域社会の実現に向けた環境整備を実施するため、豊島区が進むべき方向を明らかにする「環境基本計画」についてご審議をいただいております。この環境基本計画については、平成21年3月に策定する予定でございます。基本計画の主な内容を下に掲載しております。低炭素地域社会の実現に向けたCO₂削減目標の設定などを主な内容としてございます。

前に、またお戻りいただければと思います。3ページの最後になります。答申に当たって、序文の最後のところに、これまでの審議・答申の経緯を載せるということでございます。

それから4ページをお開けいただきたいと思っております。4ページから5ページにかけて、これまでこの審議会でも整理をしていただきました現状と課題が載せてございます。現状と課題は繰り返しになりますので、この部分については簡潔に表現をさせていただいておりますが、これまでに整理した現状と課題に基づいて方向性について言及していく構成にしております。

それから6ページでございます。これまで、整理された現状と課題に基づいて、今後の方向性についてご議論いただいておりますが、横断的な視点から今後の豊島区における清掃・リサイクル事業の将来像というものをここで提起をいただければと思っております。清掃・リサイクル事業の将来像を描くに当たって考慮すべき主な視点として4つ掲げてございます。

まず廃棄物の減量目標です。国や都におきまして、廃棄物減量の方向性が明確化されてございます。また、先ほども言いました豊島区未来戦略推進プラン2007で「ごみ半減」を目指すという目標が掲げられてございます。区内ごみ量は漸減状態にございますが、およそ4割は生ごみでございます。ごみ量の増に比例した財政負担の方向性についても探っていく必要がございます。

次に、区の地域特性の反映でございます。区内の人口は増加傾向にあります。豊島区は、

面積は極めて狭いのですが、そのために全国有数の高密都市になっております。また、外国人や単身世帯が多いという面、それから繁華街を抱えて事業所数が多いという面、その事業所の中でも小売業、サービス業、飲食業が高い割合を占めています。昼間人口が約39万人ということで、夜間人口をかなり超えた状態にございます。

次に、右上をご覧くださいと思います。各主体の責任・役割の明確化ということで、区民、区内事業者、民間収集事業者、行政それぞれの責任と役割を明確化していくことを挙げてございます。廃棄物の収集運搬の分担や負担のあり方、あるいは適切な拡大生産者責任の確保、こういったことが重要でございまして、また資源循環型地域社会に向けた環境整備が、今後大きな課題になってくるということでございます。

最後に、廃棄物の適正処理でございます。温室効果ガス削減が地球的な課題になってきております。また、天然資源の保護の必要性というものも同時に問題になってございます。廃棄物の適正処理におきましては、中間処理、最終処分を含め、ライフ・サイクル・アセスメント、その各段階において環境負荷の検証を行っていく必要がございます。また廃棄物の種類に応じた適切な資源化、また、このところ関係の法令が非常に多様化している、そういう状況もございます。

こういった視点を踏まえまして、将来像へどうアプローチをしていくかということで、7ページに掲載をしております。廃棄物の減量目標という視点からは、ごみ減量目標の根拠の明確化、それからごみ減量目標の適切な管理、それから各主体間におけるごみ減量目標の共有、外部への情報公開の推進ということが重要になってございます。それから区の地域特性の反映ということからは、多様な主体の参画による清掃・リサイクル事業、事業系ごみの分析・減量対策の充実、飲食店から排出される生ごみの資源利用などを挙げております。次に、各主体の責任・役割の明確化ということからは、区民にはライフスタイルの見直し、事業者には拡大生産者責任の履行、民間収集事業者については収集サービスの向上、行政については環境整備・コーディネートという項目を掲げております。こういった役割を今後担っていく必要があると認識しております。

最後に廃棄物の適正処理という視点から排出権取引、これは排出抑制義務ということになるかと思いますが、これを視野に入れた温室効果ガスの排出量による事業評価、そして先ほども触れましたけれども、清掃工場排熱利用や生ごみ発電などの廃棄物由来のエネルギーの有効活用、法令に則った廃棄物処理の徹底、地域循環圏を基本としたリサイクル、こういったことに取り組む必要が出てくるのではないかと思います。

8ページをご覧ください。8ページにつきましては、これまでそれぞれの課題についての方角性のご議論を整理したものでございます。手直した部分だけ確認をお願いしたいと思います。

まず、3Rの取り組みに関する方向性でございます。その中で、容リプラの部分が8ページに掲載しております。手直したところにはアンダーラインを引いております。短期的な対応では、基本的に内容は変えてはございませんけれども、「新資源回収を徹底する」というところを、もう少しわかりやすく具体的に表現しております。「新資源回収事業の周知・

徹底により資源回収率を高める」というものでございます。それから中期的な対応でございますけれども、これについてももう少しわかりやすく、具体化させました。「環境（指定保管施設の確保、予算など）を整え」という部分を、「条件（指定保管施設の確保、経費、排出段階での分別や異物除去の負担など）を精査の上」という表現に変えてございます。

それから同じく3Rの取り組みに関する方向性として、ペットボトルの店頭回収の部分でございますが、最初の案としましては、「区によるペットボトルの店頭回収を廃止する」という表現でございましたけれども、これは店頭回収をなくすということではございませんので、「区によるペットボトルの店頭回収を見直し、事業者による自主回収方式への移行を目指す」という表現に改めてございます。

10ページです。3Rの取り組みに関する方向性のリデュース・リユースの部分、主として普及・啓発事業に関するものでございますけれども、こちらの方は手直しがございません。

11ページ、3Rの取り組みに関する方向性の最後の部分、集団回収を取り上げてございまして、その冒頭のところ、「地域の変化に対応しつつ」という部分を、もう少し具体性を持たせて「多様な地域組織を集団回収事業へ取り組むことにより」という手直しをしております。それから中期的な対応のところ、こちらの方も「小グループによる集団回収など」というところを、もう少し具体的な表現にして、「小グループによる集団回収や区内学校との連携による集団回収など」と改めてございます。

12ページです。12ページからは事業系ごみ対策に関する方向性です。「事業者の処理責任を明確化するため」というアンダーラインの部分ですけれども、こちらも内容的には変えていませんが表現を改めてございます。「廃棄物処理の役割分担を明らかにし、事業者の排出責任を徹底するため」という表現に改めてございます。それから短期的な対応のところ、「事業者連絡会等を通して、民間収集業者の育成を図る」という点を追加してございます。それから長期的な対応のところは、行政収集の範囲を縮小するというのは変わらないのですが、「大幅に」という語を削除してございます。

13ページ、事業系ごみに対する方向性の繁華街収集に関する部分でございますが、こちらに関しては手直しがございません。

14ページです。家庭ごみに関する方向性でございます。冒頭のところにアンダーラインを引いてございます。当初の案では、「家庭ごみの減量を推進するため、資源回収の充実を図るとともに、家庭ごみの有料化・戸別収集の導入に向けた準備を行う」という文章でございました。資源回収の充実と家庭ごみの有料化・戸別収集の導入が並列的な表現になってございますけれども、関係をより明確にいたしまして、左側、「容リプラの資源回収を充実させるとともに、戸別収集による排出者確認システムを構築したうえで、家庭ごみの有料化導入を図る」ということで、容リプラの資源回収の充実、戸別収集が家庭ごみを導入するための前提条件であるということを明確にしてございます。

それから短期的な対応のところ、こちらの方も内容的には変えていませんが、より正確な表現に手直しをしております。短期的な対応の2番目のところです。こちらの方には文言を加えまして、既に有料化の方針が前期の審議会で出されてございますので、「前期審議会

の答申を踏まえ」という文を加えてございます。以下については、手直しはございません。

15ページでございます。最後にシステム評価に関する方向性でございます。冒頭のところを手直ししてございます。正確を期すという意味で手直しをさせていただきました。当初の案は、「事業の透明性を高めるため、一般廃棄物処理システムに基づいた計画策定や事業評価を実施する」とございましたけれども、「事業の透明性・効率性を高めるため、総合的な評価システムに基づいた事業分析・事業評価・計画策定を行う」としてございます。以下については、手直しはございません。

それから16ページ、最後のページになりますけれども、参考資料ということで答申の最後に参考資料として、答申の体系図、審議経過、委員の名簿を掲載するという中身になってございます。

その他でございますが、一般廃棄物処理基本計画については審議会答申に基づいて改定をする予定にしております。また、廃棄物処理法に基づいて一般廃棄物処理基本計画が出てくるわけでございますけれども、その法律に基づいて、この3つの点を計画に盛り込むこととされてございます。一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項と、こういったことが法律上要求されてございます。これは念のため書かせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明いただきました資料第7-2号の「答申の骨子(案)」について早速審議を始めたいと思います。

まず、今の資料の2ページをお開きください。こちらに答申全体の構成が示されておまして、1から5までございます。この構成に関しまして何かご意見ございましたらお願いします。こういう構成を提示させていただいておりますが、これに関して問題はないでしょうか。

ご意見等ないようですので、こういう構成ということでよろしいかと思います。

それでは中身の方に入ります。3ページ以降になります。

3ページから5ページの部分は、答申に当たってのいわば前書きの部分と、それと現状と課題についての分析の部分に相当します。これに関しまして、特に現状分析の部分は国や都の計画や社会の動向についての言及も含まれています。また、4ページ、5ページの現状と課題の部分ですけれども、これまでの審議会でも議論してきた内容を整理させていただいているものでございます。この部分に関して、さらに補足すべき点等ございましたら、ご意見をいただければと思いますが、何かございますでしょうか。

委員 すみません、中身ではなくて運営の点ですけど、このような形で今回骨子が出されて、その骨子に基づいて素案をつくっていただいて、次回それを審議するという流れになると思います。今日骨子に関しての基本的なご説明を受けて、素案にする前の段階で、今日の審議の中で気がついた部分については発言をしていきたいと思っています。後日改めて気がついたときは、素案ができる前に、事前に事務局の方に通知するというやり方になるのでし

ようか。

計画管理課長 本日、ご提起いただければ、それは皆様の方でご審議いただくことになろうかと思えます。その後、資料を持ち帰った段階でまたご意見や疑問が出てきたときには、それはその後ご提起いただきたいと思えます。もしそれが審議会場で審議しなければいけないという内容であれば、改めて私どもの方から、こういったご意見等がありました、これについていかがでしょうか、という提起をさせていただくことになろうかと思えます。

会長 そのほか、今の骨子案の5ページまでの部分で、何か補足すべき点がございましたら、お願いいたします。

現状と課題の分析の部分は、具体的な政策方向ではないので、これはこれでよろしいかと思えます。では、続きまして、6ページ、7ページになりますが、清掃・リサイクル事業の将来像という箇所です。ここの部分は今回初めて審議する内容だと思えます。先ほど事務局から説明がございましたとおり、これまでの審議会では個別の施策を中心に審議してまいりました。答申では、資源循環型地域社会の構築という諮問の趣旨を踏まえまして、各施策を横断的に、全体を見る視点、それから課題や方向性を統括するビジョンを掲げる必要があるかと思えます。この部分に関しまして、資料においては4つの視点から将来像を組み立てております。廃棄物減量目標、区の地域特性の反映、各主体の責任・役割の明確化、それから廃棄物の適正処理という4つの視点から将来像を組み立てていくという構成を考えているということでございます。

各視点における現状・課題が6ページに書いてあって、7ページには各視点を踏まえて、今後、区としてどうしていこうかといった方向性についてのたたき台が載せてあります。特に今日ここが審議の中心になるかと思えます。豊島区の今後の清掃・リサイクル事業の将来像を描くという非常に大事な箇所でございますので、これに関して活発なご意見をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

委員 実際、これを見てみても将来像がよくわからないというのが正直な感想です。というのは、項目列挙的であって、一体これを全部実施するとどうなるのかというのが掴みづらいと思えます。どのようにすればいいかということで、例えば、家庭ごみについて容リプラは今後、指定法人ルートに乗せるということは、多分その他プラの回収とを考えることになるわけですね。ペットボトルは店頭回収を使って回収するということになるのでしょうか。また、紙や布や缶などは集団回収でカバーする。そして、残った家庭ごみについては有料化するといったことが書いてあるわけですね。そうすると、そうなった後に家庭から出るごみは、どのように分別して、どのように変化するのかというフロー図のようなものが見えてくれば、将来どういうごみの処理の体系になっていくのかというのが見やすくなってくると思えます。今は家庭ごみのことしか言っていませんけれども、事業系のことについても同じようなことが言えると思えます。そういった絵のようなものがあればいいと思えます。

会長 この将来像のところは列挙的に書かれていますので、実際の豊島区の物質フロー、現状はこうだけれども、将来こうしていくんだといったフロー図があると見やすいのではないかというご意見だと思えますが、事務局いかがでしょうか。

計画管理課長 今ご指摘のような図について、どの程度できるかわかりませんが、試してみたいと思っております。

会長 実際のデータの部分をフロー図に落とし込むという感じでしょうか。現状の姿から、短期的にはこうなって、中期的にはこうなるという流れですね。あなたの家からはこのようにごみを出さなければいけなくなりますよ、というイメージが見えてくると、より明確に方向性が見えると思います。

素案をつくる段階で事務局の方とも相談しまして検討したいと思っております。そのほか将来像の部分ですけれど、基本的に4つの視点とそれぞれについて具体的な中身が書いてあります。施策の方向性自体は、次のページ以降になりますけれども、まずこの6ページ、7ページに関しまして、基本的な部分はいかがでしょうか。

委員 私も、目標の根拠の明確化という点では文章化されているだけなので、いま一つイメージが沸かないというのがあります。具体的な部分で、各主体の責任・役割の明確化というところで、区民との関係、区民自身が意識改革をしなければいけないとか、自分自身のライフスタイルの見直しをしなければいけないとか、事業者責任の問題とか、それから収集の民間業者の役割とかという部分というのは、ある程度イメージができます。ただ、行政の部分では、環境整備、それからコーディネートという表現が入っているだけですが、私はごみ問題とか、それから環境整備というのは、国を上げての大きな政治的課題だろうと思うのです。そういう中で、一番身近な区の行政がどういう役割を果たすかというのは、大きいものがあると思うんですよね。

そういう点では、環境整備、コーディネートという表現や構成に違和感を覚えます。表現的に少な過ぎるといえるか、もう少し積極的に果たすべき役割があっているのではないかと思います。また、この表現は内容的にもよくわかりません。ですから、ここはもう少し具体的に、区は行政としてどのように考えているのかを示していただきたいという点が一つです。

それからもう一つ、この間の審議会でもありましたけれど、コスト削減の問題など、ごみの問題で自治体負担が増えているというのは確かに深刻なことだと思います。これに関しては事業者責任も当然ありますので、そのウエイトを強調するということが必要だと思いますが、ごみ問題や環境をいかに改善していくかということについて、どのような形で国や東京都に区が要請をするのか、そういう部分も明確化していただきたいと思っております。

会長 行政の責任、役割の部分ですね。この部分が不明確であるというご指摘だと思います。実際、この書き方だと教科書的というか、そういう感もなきにしもあらずなので、もう少し中身を持った書き方にすることも検討すべきかと思っております。行政の役割について、他にあれば出していただければと思います。

委員 環境整備そのものの中身をもう少し精査していく必要があると思っております。ただ、目的としてごみの減量するためということではなくて、豊島区の人口密度の高さ、サービス業の多さ、ごみの量や質などの分析や仕分けなどの流れを見極めて、そして行政が果たすべき役割や、実施すべきことを定めていくべきだと思います。そういう筋道がきちんと出てくると、行政における環境整備ということの中に含まれる色々な問題が明らかになると思うんです。

それを皆さんで議論をして、行政としての責任を明確にしていくべきだと思います。単なる環境整備では作文で終わってしまうだろうと、私は思います。

現実には、今、私たち地域では戸別収集のところもあるし、集積所収集のところもありますが、そこには幾ら行政が関与しても改善できない部分があります。例えば、分別がきちんとされていないとか、不法投棄があるとか、こういった問題については本当に追いかけてくというのが現状ですね。行政がどれだけ一生懸命やっても、今の体制では不十分だと思います。そこで、行政だけでなく、地域社会そのものの質を高めていく、その地域社会の中でのコミュニティ、社会の中での皆さんの意識というものを高めていくことが重要だと思います。そこに協力を依頼していくことが必要です。自分たちのまちは自分たちで守るんだというような意識の構築が大事だと思います。

また、話題が違いますが、現実には今、いろいろな形で公園などを占拠している方たちもいらっしゃいます。そういう人たちも必ず権利を主張なさるから、そこで寝たものをそのまま放置していくとか、どこかから持ってきた布団をそのままにしておくとか、こういう問題についても、一概に行政だけで対処しろというわけにはいかないと思います。問題提起として申し上げます。

会長 この将来像に関しては、具体的な施策というよりも、視点を提示している部分でもあって、例えば今、将来像へのアプローチの7ページの方で、行政のみならず、例えば区民・事業者や民間収集業者の部分についても、いわば視点をキーワードでくくっていますので、具体的な策はこの後に出てくるということでもよろしいかと思います。

委員 もう一つわかりづらいのは、この将来像の部分において、豊島区と、例えば板橋区とで同じことが書いてあるのではないかということです。要するに、ここの区では一体何が売りなのかということが不鮮明なのではないでしょうか。区の地域特性の反映と書いてありますが、この施策が多分見栄えがいいし、よくできるだろうから、ここの部分を重点的に取り組んでいく、といったところが、いま一つ見えないと思います。何か売り文句みたいなもの、重要なプロジェクトみたいなものを幾つか挙げていけば、将来の方向性がよりわかりやすくなるし、何をすればいいかということもより具体化されていくのではないかと思います。

確かに行政としては、全部取り組まなければいけないという事情は、私も理解しますが、幾つか重点的に取り組むべき方向性のようなものがあってもいいと思います。

会長 区の地域特性に関しては、若干弱いということでしょうか。地域特性を生かした部分、特に豊島区ならではの特性、言葉は悪いけれども売りの部分ですね。そういったものを設けてはどうか、というご指摘ですね。

委員 各地域にいらっしゃる方、それから学識経験者の方が、外から見た目や内から見た目でもって、こういう地域特性があるのではないかということをおっしゃっていただくことが必要だと思います。そこで、この審議会の皆さんのご意見が集約されてくるということが大事だろうと思います。行政の方はいろいろ苦労していらっしゃるけれども、どうしても職務権限の中で物を考えますから、地域特性を活かした視点を持つのは大変難しいと思うんですね。どういうものを売りにするかといっても、会社の企画会議とは違って、この審議会の委

員の皆様のご意見が私は大事だろうと思います。ただ、「売れない」というだけでは済まされないと私は思います。

私は、家庭人の立場としては、今回出てきている生ごみのことについては、大都会の家庭ごみ、飲食店の残飯などをきちんと処理できる豊島区方式といったシステムを売りにするというようなことも考えの中に入れていただいてもよいと思います。

また、現実問題として、例えばペットボトルや空き缶などについては、今お金になりますから、私どもが集団回収でその日リサイクルとして出したものを早朝に全て持っていかれています。いわゆるホームレスの方が全部拾って歩いて、早朝から大きな袋を引きずって歩いています。ただ私たちが注意すると、非常に怖いのも現実です。

だから、資源回収に関する規制的な部分をどうするかというのは、大きな課題だと思います。地域での対策であれば、グループで持ち去りを監視していくなどという手段になるのですが、本来はそういったことは行いたくないですね。私たちは善意でリサイクルに出しているのですから。しかし、それをいいことに持っていかれてしまいます。こういった現実があるわけですから、そういうことに対してどうしたらいいのかと、以上、今、私が気がついていることを申し上げておきます。

会長 将来像に関する議論について、他にももしございましたら後ほど事務局を通じて反映するようにいたします。将来像の部分はキーワード的な部分が出てきているだけで、具体的な施策にはなっていません。8ページ以降については、これまでの審議会でも出されてきた方向性に沿ってまとめたに過ぎませんが、その後、お気づきになった点や変更すべきだということがございましたら、ここで議論したいと思います。

これまでの3回から6回の審議会資料で示されていた各テーマの方向性が、表の右側です。これまでの審議を踏まえて答申案として今回整理した方向性が左側になっています。変更した内容に関しまして、事務局から説明が先ほどございましたけれども、さらに補足あるいは気づいた点などがございましたらお願いいたします。

具体的な施策の方向性を示すものになっておりますので、今、気づいたところでもよろしいですし、既に議論したものではありませんが、字句の修正も含めて何かございましたらお願いしたいと思います。方向性は、8ページから15ページまで続いているので、順番に審議していきたいと思います。まず、8ページから11ページ、3Rの取り組みに関する方向性というところで議論したいと思いますが、容リプラ、ペットボトルの店頭回収、リデュース・リユース、それから集団回収ですね。これらに関しまして、いかがでしょうか。

委員 前に戻ってしまうような感じもあるのですが、表現を確認させてください。新資源回収事業の周知ということで、私はこれまでいわゆる廃プラのサーマルリサイクルが新資源回収だという認識を持っていたのですが、ここでは一般的な資源回収そのものの回数を増やすことを含めた新資源回収事業の周知徹底という受けとめ方でよいのでしょうか。どちらなのでしょう。

計画管理課長 ご質問について、十分に理解していないところがあるかもしれませんが、この新資源回収事業は、廃プラスチックサーマルリサイクルにより単に焼却するのでは

なく、併せて資源回収を充実させたいという目的で資源回収を倍増させたものです。新資源回収事業というのは、これまでの週1回から週2回収をするといった事業の中身でございます。これを周知する方向で考えています。したがって、どちらなのかという点に関し、私は理解しにくいのでございますが、これまでの資源回収を充実させ、回数を倍増させたといった事業の取り組みを定着させたいという趣旨でここに書いてございます。

委員 わかりました。

それで前に戻って申しわけないのですが、答申に当たってという3ページのところで、(2)の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況というところで、最終処分場の延命化などを目的とした廃プラスチックサーマルリサイクルを実施ということで、基本的にこれはもう決まっていることだという前提で進んできているため、これ自体は問題としていなかったと思います。ただ、改めて私は、廃プラサーマルと一般的に今までやっていた資源回収の回数を増やすという新資源回収事業とをセットで考えていかなければいけないのではないかと考えています。この廃プラの関係を答申に載せるのであれば、単に最終処分場の延命化だけではなくて、資源化も十分にやって、最終的に残ったものを焼却し、廃プラのサーマルリサイクルに持っていく、というのが基本的な廃プラのサーマルリサイクルの形だろうと思っています。この認識は多分間違っていないだろうと思いますので、できれば表現上、そういうところを一言サーマルリサイクルに関して入れていただきたいという思いがあります。

また、今すぐに容リプラの回収は実施しないということがこれまでの論議だったと思いますが、短期的な対応ということでの5年のスパンの中で、容リプラ回収をどのように実施できるのかなど、色々なことを検討するということが必要だろうと思います。私は、長期的な15年間の中で、容リプラ回収の定着を図るとするのは遅過ぎるのではないかと、審議のときにもそういった発言をさせていただいていたと思います。答申の文章化の中でどのような形で出てくるのかわかりませんが、少なくとも私はこの答申の方向性の流れというのは、審議会の審議の中身としては不十分ではないかと思っています。わかりにくいですね。

会長 今の8ページの部分に相当するのでしょうか。具体的にはどこの部分でしょうか。

委員 答申に当たって、というところの廃プラの実施の項目のところ、最終処分場の延命化などを目的とした、という表現は入っていますけれども、廃プラサーマルを実施する上で、あくまでもリサイクルを大前提とした最終的なやり方として、廃プラサーマルの導入が出てきているのだらうと思いますので、そういった表現を入れてほしいということが一つです。

それから、容リプラ回収の関係ですが、流れとして、短期的な対応の中である程度具体的な検討をしていって、長くかかったとしても中期的なところぐらいで実現ができるような取り組みをする必要があると思っています。答申の方向性で、長期的な方向性というと15年ぐらいのスパンというご答弁があったと思いますが、長期的な対応の中で定着を図るとするのは遅過ぎるのではないかという意見です。

計画管理課長 8ページをご覧いただければと思います。短期、中期、長期に分けてございます。渡辺委員のご指摘ですが、中期的な対応のところをご覧いただければと思います。中期的な対応の中で、一定の条件がございますけれども、こういった状況を精査の上で容リプ

ラ回収を導入するということになっておりますので、すべて長期的な対応で委ねているわけではございません。したがって、中期的な対応で具体的な導入を図っていくということでございます。

委員 これを取り上げたときの審議の中で、5年間ずっと廃プラスチックによって、プラスチックをどんどんと燃やすということが区民の中に定着すると、新たに資源化できる廃プラを分別して下さい、ということを経験の皆さんの意識の中に植え込むというのは、大変時間がかかるだろうという発言をしました。新資源回収事業の周知徹底をするのであれば、それと併せて中期的な部分の課題も一緒に検討して、中期的なところでは具体的に導入するという形をとっていきべきだと思います。そうでないと、5年間の中で区民の皆さんがプラスチックは何でも捨てていいのだという意識になってしまいます。さらに5年後に数年間かけて意識改革をするというのは、相当な時間を要する方法でしょう。容リプラの回収については、私はすぐにでも取り組むべきだと思っています。短期的な対応の中で具体的な精査など細かいことを準備して、中期的なところでは具体的にそれに取り組むというような形にすべきはないかと思っています。

委員 委員に反論するわけではありませんが、確かに早くできれば、それにこしたことはありません。ただ、私の経験から申し上げますと、つい先日の日曜日、大泉の区立公園で1泊キャンプさせていただいたのですが、そこでは生ごみを含め、ごみは全て持ち帰ってきました。お米を研いだときの排水などは、流しではできないから、こちらの方に穴を掘って処理をしました。

そういうようなことの中で、どうしても捨てられないごみを自分の家へ持って帰ってきて、分別をしました。生ごみや紙はもちろんです。ペットボトルなども分別方法に従って、キャップを外し、それからビニールを外して回収に出しました。プラスチックも同様です。そうやって手をかけて分別して、収集日まで待ちました。私は地域の中でこういう仕事をさせていただいているから、意識的にしろ、何にしろ、手をかけて分別をしなければならないと思っています。

でも、リサイクルの日に出ているペットボトルを見ると、みんなほとんどそのまま出されています。普通の家庭を対象としたとき、皆さんに協力をしていただくためには、大変なエネルギーが要すると思います。

容リプラ回収は早く導入できればそれに越したことはないのですが、それを実施していくためには、協力いただける方は最初から言えばやってくれる、協力してくれない方に対しどのように対応していくかということが問題になってくるわけです。確かに目標として容リプラ回収の実施を掲げていただいて結構だと思いますけれども、定着に時間がかかるということと、私たち一人一人が、そのことに対して身近な人に一緒に協力していただくようお願いをしていく必要があることを考慮すべきだと思います。

だから、それを一概にこうしましょう、はいと言って旗を振ってすぐにできるような問題ではないということだけは、私の経験から申し上げさせていただきます。

会長 今の件に関しまして、それ以外のことで結構ですが、何かご意見ございましたらお

願いたします。委員の、最初の答申に当たっての部分の廃プラサーマルリサイクルに関しての表現が不十分であるというご指摘だと思いますが、これについては答申に反映させていただけると思います。次に、8ページの中期、長期の部分、容リプラ回収の導入という表現なのか定着なのかということかと思いますが、この点はいかがでしょうか。これは既に6回までの審議会の中でも議論はしてきたと思いますが、この部分について、ご意見がございましたらお願いします。

委員 指定法人ルートを使うべきだと申し上げたのは私かもしれませんが、もう少し前倒しで検討し始めてもいいのではないかという気はします。先ほどおっしゃっていましたように、一度定着してしまうと後に戻るのは大変だというのがあります。

ただ、一つ悩ましいところが、今、プラスチックの価値が非常に高くなっていることです。一般廃棄物だとまだそこまで話が大きくなっていませんが、産業廃棄物では既に相当な有価物になってきています。この原油高の影響と、中国での需要の高まりが原因なのですが、そういった状況を鑑みると、リサイクルするにしても、今までのようなケミカルリサイクルやサーマルリサイクルといった考え方が踏襲できるのかどうか疑問です。市場の世界のことなので、私もよくわからないところがありますが、この点は悩ましいところでございます。

しかし、今考えているよりも、簡単にリサイクルに回すことが可能になってくだろうということが想定できますので、指定法人に限らず、今のサーマルリサイクル以外の部分の検討を少し前倒しで始めても決して早まったことではないと私は思います。

会長 その容リプラの8ページの部分ですけれども、このままの表現から別の表現に変えるということについていかがでしょうか。

案の考え方というのは、条件の部分過去の審議会に出された方向性につけ加えて、より明確にしているというところだと思います。つまり、この部分が強調されているということです。それから容リプラ回収の導入という点では、前向きな部分が既に前回までの審議会でも出されていきましたので、それを踏まえているわけですね。委員の議論としては、これに加えて、さらに強めた表現がということでしょうか。

委員 先ほど委員がおっしゃられた指定法人ルートへの移行云々という部分については、私はよくわかりませんが、簡単に言うと、この中期的な対応の部分短期的なところに入れてはどうかと思います。それで長期的な対応に、容リプラの回収の定着を図るという表現を持っていくというようなことでも、私はいいのではないかと思います。

新資源回収を徹底することと併せて容リプラに関する様々な精査も行って、容リプラ回収を導入する、というのを短期的な目標の中に入れていけばいいと思います。その定着を図るというような表現がなかなか中期的なところで入れにくいのであれば、さらに中期的な対応のところでは検討するとか、その中身の検証をしていくといった表現になるのかと思いますが、私はとにかく早目に、先ほどの表現で言うと前倒しをしていけるような文章をつくれればいいと思います。

計画管理課長 現在、短期的な対応は、新資源回収事業のみに言及していて、徹底を図ると

うたっています。指定法人ルートを取るか否かは別にして、中期的な対応ではじめて容リプラの回収という表現が出てきていますが、これは短期的な対応の中で思考停止をしているわけではございません。容リプラ回収は、5年過ぎてからでないと考えないという話ではございませんから、短期的な対応の中で検討を進めさせていただきまして、実際に導入する時期については、中期的な対応でお願いできないかと思っております。そうであれば、今のところスムーズに移行できるかと思っておりますのでございます。

会長 妥協的で申しわけないですけど、短期的な対応、中期的な対応と分けなくて、短・中期的な対応で2つをくっつけるというのはいかがですか。今の事務局の提案にも沿っているとありますが、短期的にも検討していくという趣旨でいかがでしょうか。

委員 そういう方向でよいと思っております。

会長 基本的には、こういった方向で進めていくけれども、もう少し早めるというニュアンスをこめて、短・中期の部分でこのまま素案としてまとめるという、妥協案でよろしければということになりますでしょうか。

もしご議論がなければ、続きまして事業系ごみ対策に関する方向性に移りたいと思っております。事業系ごみ対策に関する方向性は12ページ、13ページにございます。この部分も6回までの審議会に提示されました方向性を踏まえまして、行政収集と繁華街収集の部分に関しまして、答申の方向性の(案)として掲げられております。この点に関していかがでしょうか。

委員 実施することはこれでよいのかもしれませんが、事業系の一般廃棄物については現状で一番足りないのはデータです。モニタリングが全くされていないというところが一番の問題で、これは国でも問題になっていまして、何とかしようとして今、議論しているところです。そのうち何らかの方向性が出てくると思っておりますので、ここは前倒しできちんと事業系の実態把握とモニタリングをする、と書いた方がよいかと思っております。

会長 繁華街収集の短期的な対応の部分ですか。事業系全体に関してですか。

委員 事業系全体ですね。事業系ごみ全体について、全く実態が把握できていないというのが実際の状況です。これをまず明確にすることが、ごみを管理する意味において一番大事なことだと思います。

会長 この答申案の12ページの行政収集の部分、短期的な対応の部分にモニタリング・現状把握を行うという内容の記述を入れるということですね。

委員 やり方としては、この間見せていただいた報告書のようなものを定期的につくっていくのが望ましいですね。また、シールの添付状況などをしっかりとモニタリングするということが重要だと思います。計画をつくるときだけの一時的なものではなくて、継続していくことが私は肝腎だと思います。書き方としては、事業者の排出実態の把握、という感じでしょうか。

計画管理課長 昨年度、区として初めて事業系ごみの調査をして、資料をまとめて配らせていただいておりますけれども、これについては、経年変化としてどのような状況になっているのか、調査項目は十分であるか、といったことについてその都度確認しなければいけませんけれども、委員からのご指摘のように引き続き実施していく予定であります。

委員 事業系で2点あります。

一つは、小規模の事業者に対する救済策について、どこかに明記していただきたいということです。

それともう一つ、繁華街に関しては、短期的なところで収集回数を見直す、となっています。審議の中で出たと思いますが、例えば、飲食店のごみが早朝5時前後には路上に出ていますよね。毎日収集しない状況になったときに、こういったごみがどのように保管され、管理されていくのかということが明確にならなかったと思います。中期的な対応のところで排出状況調査結果を踏まえ、という表現がありますが、私は短期的なところで、まず排出状況調査をきちんと実施したうえで、収集回数の見直し、資源回収の導入を検討するという形を採るべきだと思います。最初から収集回数の見直しだけが出してしまうというのは、実態を勘案してどうなのかと思います。

ですから、やはり短期のところで調査をきちんとしていただければと思います。

委員 先ほど課長からご説明したとおり、本区で調査を実施いたしましたのは初めてということで、審議会でもご報告をしております。これを継続的に実施するということにつきましては、こういったまとまった調査ではなくて、日々の業務等から分析した資料もございます。

今のお話ですが、総じて言えるのは、繁華街の地域で資源化が図られていないということから、資源回収をこの地域に入れたいということがございます。今、資源になるものがごみとして捨てられてしまっているという実態があるわけです。それから、今ご指摘の収集回数につきましては、業種、業態によってごみの種類が変わりますので、ご希望・ご要望の収集回数が相当異なっています。飲食店については、できるだけ毎日というご要望が強い事業者が多いというのはご指摘のとおりであります。

したがって、そうした業種の方々は、こちらに書いてございますけれども、民間の収集で対応していただくということをお考えいただけないかと思います。スタンダードとして、行政が全部を用意しなければならないのかどうか、ということです。行政で資源回収をし、それから場合によっては現状の毎日収集の見直しをさせていただいて、もしそれよりも高いレベルの収集回数をご希望だということであれば、先ほど申し上げた民間の事業者の方と契約を結んでいただいて、対応していただくという方法をおとりいただけないかという大きな方向づけをしていくことを考えているわけでございます。

以上です。

委員 今のお話からいくと、行政は収集回数を減らしてしまう、ということですね。私は行政が収集にどこまで関わる必要があるかという点について、事業系ごみという性質上、民間導入というのは当然流れとしては出てくるのだらうと思います。しかし、方向性として、あとは事業者が自分たちで考えてやって下さい、という流れのように思えますが、それはどうかと思います。今のような状況の中で、区側はこういう対策を検討していて、そういった中で、民間収集に移行して下さい、というようなきちんとした一定の働きかけがあるべきだと思います。現状を見て、今の状況であれば、行政は回数を減らしていこう、という流れが筋ではないでしょうか。

委員 まさに今、審議会で基本的な方向をご審議いただいているわけですから、区の方針としてこのように実施します、いうことを事業者の方々にまだご説明できない状況だ、と認識しております。もし仮に行政収集縮小の方向が審議会で出され、区の計画にも盛り込めるということになった段階で、ご指摘のとおり一定の時間をとることになると思いますが、そのような形で行政収集を変更させていただくことをお示しできると思います。ただし、仮に民間の収集に移行される方については、私どももそれなりのご支援をしなければならない、と考えております。

今年度の新しい事業といたしまして、商店街単位でございますけれども、民間収集に移行されるという方々については、それなりの支援をする制度を立ち上げました。また、組織など人的な対応もしてございますので、もし仮にそうした方向を明示させていただいて取り組んでいくことになった段階では、この事業を継続するとともに、拡充なども検討いたしまして、各事業者さんが一番よい方法を選択していただけるよう、我々もご支援をしながら、時間をかけて取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

委員 私の地域は池袋ですから、繁華街が控えています。私の方は外れですが、やはり今お話があったように商店街が組織されていますし、西口の場合ですと商店連合会がつくられております。豊島区全体としては、区全体の商店連合会というのがありますね。そういう商店街組織を通じて、多分こういうお話を様々な形でやっていらっしゃるのだと思います。商店街の力は非常に強いですから、区に対して物申すという点については、大変な力があると私は思っています。

だから、商店街の意向を無視して収集回数を減らすといったことができる状況ではない、と私は思っています。それだけに、意思のきちんと通るように、お互いの考えを交換させることが必要だと思います。商店街の方たちも、自主的な早朝回収などについては業者を選定して実施していますよね。私はそのように理解しておりますので、そういう形でのご努力の方をしっかりとやっていただきたい、ということをお願いしておきます。

会長 それでは、事業系の審議に関してはこのくらいにいたします。追加でご意見がございましたら、事務局を通じて反映できると思います。

続きまして、14ページの家庭ごみ対策に関する方向性でございます。若干、字句の修正をさせていただきますが、いかがでしょうか。家庭ごみ有料化導入の方向性をうたっていますが、その前段階で、戸別収集方式の構築が大前提になっているというのがここでの考え方かと思えます。以前の方向性では、有料化と戸別収集がセットになっていましたが、そこが変更されているという流れになっております。

委員 家庭ごみの有料化に関しては、私は区民の負担を増やすという点で反対です。できれば附帯意見というような形でお書きいただければありがたいと思っています。

委員 私どもは、やはり有料化は避けられないということの立場だけは明確にさせていただきます。

会長 23区全体としては、有料化の方向が決まったわけではないのですが、全国的な流れ

として、そういった状況になっているということでございます。ただ、有料化の検討に関しては入らなければいけないということかと思えます。

家庭ごみ対策に関する方向性としまして、附帯意見についてのご要望がございました。事務局、いかがでしょうか。そういうことは可能でしょうか。もし可能であればお願いしたいのですが。

計画管理課長 審議会の答申でございますので、附帯意見を付してほしいということが審議会全体としてのご意見ということであれば、そのようにするための準備をさせていただきます。

会長 附帯意見のご要望がございましたので、一応、この場で語りたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。家庭ごみ有料化そのものに反対であるという委員がいるということを明記したいということでございますが、いかがでしょう。

委員 それは、今までもあることだから、私は附帯意見をつけたらどうかと思えます。ほかの方が反対なら別ですが。

会長 附帯意見をつけることについて、賛成しないというご意見がございましたら、この場でお願いします。もしなければ、附帯意見をつけるということにしたいと思えます。前例はあるのでしょうか。

委員 答申には、決まったことだけを書くのではなくて、どういった議論があったのかということを書き込むべきだと思いますので、私は、そういう附帯意見が書かれていても当然だと思います。

会長 その扱いに関してですが、本文の注のような感じになるのでしょうか。それとも最後に附帯意見としてつけるのでしょうか。

ここで言うべきことではないかもしれませんが、他の自治体等でどういう対処をしているかという、答申の最後の部分に、附帯意見としてこういった意見があったという趣旨の記述が付録としてつくケースがございます。ここでどうするかということですが、もし問題がなければ、そのようにしたいと思えますが、いかがでしょうか。

計画管理課長 では、前例もあるようですので、その前例に従って次回お示しをして、ご議論いただければと思えます。

会長 では、この件はそういうことでお願いします。

委員 平成14年の9月に出されたものですが、答申の一番最後に、附帯意見ということで、2行くらいですが繁華街云々という文言が載っています。これを見て、できれば附帯意見を載せてほしいと思えましたのでお願いします。

会長 では、前例に従うということをお願いしたいと思えます。

続きまして、15ページのシステム評価に関する方向性でございますが、行政のシステム上、事業の透明性・効率性という側面がポイントになってきていて、国でもこういった一般廃棄物システムの方針が決まっております。それに沿うものかと思えますが、いかがでしょうか。既に審議はしておりまして、方向性も出ております。若干、字句修正がされておりますが、もし問題がなければこれをお願いしたいと思えます。

それでは、各施策の方向性全体について審議終了ということにいたします。ただ、その後、素案をまとめるまでの期間にご意見がありましたら事務局に提出いただければと思います。素案をつくる段階で、締め切りの時期などもあるかと思いますが、そういったことも含め、事務局、いかがでしょうか。いつまで、どのような方法でという情報をいただければと思いますが。

計画管理課長 本日は7月25日、次回が9月9日を予定してございますので、できればお盆前、具体的な日付は申し上げませんが、8月中旬くらいまでにご意見をいただければと思います。

会長 締め切りは8月の中旬ということでございます。本日の案件に関しては、これで終了となりますけれども、今日気づけなかった点、この後気づいたということも含めまして、ご意見がありました場合には、8月中旬までに事務局の方にいただければと思います。

それでは本日の審議に関しては、ひとまず終了ということにさせていただきますが、次回の予定を含めまして事務局から何かございましたらお願いいたします。

計画管理課長 ご審議どうもありがとうございました。

次回でございますけれども、9月9日、火曜日、午後2時、会場につきましては、この議員協議会室を予定してございます。内容については、本日の骨子の審議に基づきまして、答申案をお示ししてご議論いただくということでございます。

まだ報酬を受け取っていらっしゃらない方がございましたら、終了後しばらくお待ちいただければと思います。

連絡は以上でございますが、先ほど申し上げましたとおり、環境モデル都市に応募した結果が先般出ておりますので、そのことについてご報告をさせていただきます。

今、席上に資料をお配りしておりますので、この資料に基づきまして、椎名環境政策担当課長の方からご報告をさせていただきます。

環境政策担当課長 それでは、ご報告させていただきます。

前回のリサイクル・清掃審議会で、豊島区が環境モデル都市に応募したというご報告をさせていただきましたが、7月22日、内閣官房地域活性化統合事務局よりその選定の結果が発表になりました。報道等でご存じの方もいらっしゃると思いますが、別紙2をお取り出し下さい。一番後ろのページでございます。選定経過でございますが、5月20日に豊島区は応募をいたしまして、6月9日に事実上の一次選考の通過ということで、ヒアリングの通知がまいりました。6月19日、豊島区は内閣官房の方に行きまして分科会委員のヒアリングを受けたということでございます。

7月22日に選定結果が発表になりました。別紙1が内閣官房より来た通知でございます。結果としては、豊島区は環境モデル都市に選定はされなかったわけでございます。1枚おめくりいただきまして、報道資料に載ってございますが、今回の環境モデル都市は6都市が選定されております。またモデル都市の候補都市として7都市が選定されたということでございます。一次選考に一応通ったということで一定の評価は受けたと思っておりますので、モデル都市選定には至りませんでした。提案の実現に向けて検討等をしていきたいと思っ

ております。

以上でございます。

計画管理課長 あまり時間がありませんけれど、何かご質問等がございましたらこの場でお受けいたします。よろしいでしょうか。

委員 残念な結果ではありましたが、これに向けて、区としては非常に力を入れて色々な準備をしてきたと思います。それが無駄になることのないように進めていくという含みを持ったご報告だったと思いますが、具体的にその検証をするというか、指定された第三者の目があればきちんと検証ができるわけですが、そういうことについて、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

委員 今回の選定にあたっては、首相の諮問機関でございます地球温暖化問題に関する懇談会、このもとに設置された分科会で学識経験者などの皆様が審査、評価に当たられたということをお聞きしておりますので、今後、国に対しまして、本区の提案についての評価等について情報収集をしていきたいと考えております。したがって、こうした形での検証を一つは進めたいと考えております。

それから、提案に基づきました個々の具体的な事業につきましては、今、グランドビジョンという位置づけをしてございますけれども、いずれは例えば環境基本計画など各種の行政計画の中に位置づけてまいりたいと考えております。審議会や関係事業者さん等からご意見を頂戴するような形で事業の課題を整理し、あるいはその実現に向けた様々な問題について検証してまいりたいと思います。この二本立てで検証を進める予定ですが、とりあえずは国の評価に関し情報収集をいたしたいと考えてございます。

委員 確認だけさせて下さい。

まだ候補都市の7都市は、選ばれているということはないんですね。今、確定しているのは上の6都市だけですね。

環境政策担当課長 候補都市は7都市、モデル都市は6都市、候補都市はアクションプランの作成を通じて、モデル都市に格上げの可能性があるとということです。

委員 わかりました。昨日他で聞いた話では、そういう内容ではなかったものですから確認をいたしました。残念なことに豊島区はここで選考から洩れてしまいましたが、今おっしゃったようにこれからが大事だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

委員 この候補から落ちたにしても続けるということで、今のお話にもありましたが、具体的なところで、都市型生ごみ発電施設というのをつくっていくという方向で検討されるわけですか。

委員 今、これを実現したいという位置づけをしてございます。今回、モデル都市の提案では、国の方で示したスケジュールがございまして、今年度中にアクションプランをつくって、仮に選定された場合、それに従って進めていくということでございました。また、事業期間は21年度から5年間、と示されていたわけでございますけれども、今回は選定されませんでしたので、スケジュール等を含め、改めてこういった形で推進していくか検討しなければなりません。

当審議会にも、そうした情報をご提供させていただいております。答申の中に、どのような形で位置づけていただけるものなのか、また、頂戴した答申に基づいた一般廃棄物処理基本計画の中でどう位置づけるのか、それから、環境基本計画もつくる予定でございますので、そうした行政計画の中でできるだけ対応できるように努力していきたいと考えております。

委員 まだ検証はされていないと思いますが、選定の基準が5つ出されているわけですが、どの辺で引っかかって落選したのでしょうか。

環境政策担当課長 そういったことも含めて情報収集をして、ご報告したいと思います。

計画管理課長 他にございますか。それでは、どうもありがとうございました。

会長 それでは、終了させていただきます。どうもありがとうございました。

提出された資料等	資料第7 - 1号 審議会における検討スケジュール 資料第7 - 2号 答申の骨子(案) 参 考 資 料 1 答申の骨子(案)補足資料 参 考 資 料 2 戸別収集に伴う経費等の想定について
----------	--